

令和5年 第3回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

令和5年3月15日 開会

令和5年3月15日 閉会

岩見沢市教育委員会

令和5年 第3回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

(令和5年3月15日)

○本委員会に付議した議件

- 1 報告第 4号 教育長の一般経過報告について
- 2 議案第21号 岩見沢市教育委員会傍聴人規則の一部改正について
- 3 議案第22号 岩見沢市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について
- 4 協 議 1 岩見沢市いじめ問題専門委員会委員の選出方法について
- 4 協 議 2 岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会委員の選出方法について
- 4 協 議 3 岩見沢市立教育研究所運営委員の選出方法について

○本委員会に出席した者

教 育 長	吉 永 洋
委 員	杉 野 幹 夫
委 員	菊 池 亜 希
委 員	遠 藤 か ず み
委 員	南 部 博 明

教 育 部 長	所 美 穂 子
教 育 部 次 長	住 吉 功 成
学 校 教 育 課 長	戸 沼 貴 志
指 導 室 長	出 口 哲 也
学 校 給 食 課 長	田 公 寿 幸
生涯学習・文化・スポーツ振興課主幹	浦 田 義 慎
教育施設課主幹	江 末 智 博
子 ども 課 長	小 野 直 樹
図 書 館 長	中 川 和 彦
緑陵高等学校事務長	廣 田 康 裕
事務局学校教育課総務係長	和 田 佳 晴
事務局学校教育課総務係	若 林 昌 吾

午前10時00分 開会

○吉永教育長 ただ今から令和5年第3回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、遠藤委員さんをお願いいたします。

初めに、日程番号1、報告第4号 教育長の一般経過報告について、私のほうから説明をいたします。

2月6日から3月2日までの経過報告となります。

2月9日に公立高校の適正配置連絡会議がありました

その後、10日の日に総合教育会議があり、こちらは教育委員さんも一緒に参加していただきました。

16日に第2回教育委員会定例会があり、20日、教育実践奨励表彰式、こちらも教育委員さんに参加していただきました。

22日に第2回の教育委員会臨時会があり、校長人事についてお諮りさせていただきました。

25日に、岩見沢リトルシニア入団式がありまして、岩見沢の野球のリトルシニアの入団ということで、16名の新入部員が入って、全員で44名になったということで、今までで最大の人数だというお話を伺いました。

27日から市議会第1回定例会が始まりまして、このときに令和5年度の教育行政方針について私から議会のほうに説明させていただきました。

あと、3月2日に教育委員会の臨時会があり、このときに教頭、一般教職員人事をお諮りさせていただきました。

以上でございます。

委員の皆様からご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 では、ご意見、ご質問等がなければ、本報告については終了させていただきます。

続きまして、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○所教育部長 では、提案理由をご説明いたします。

議案第21号 岩見沢市教育委員会傍聴人規則の一部改正について 文部科学省より会議の傍聴に関し不合理な制限が設けられている場合、規定の見直しを実施するよう通知があったことに伴い、内容の一部改正を行おうとするものであります。

議案第22号 岩見沢市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について ファミリー・サポート・センター事業の利用者が負担する報酬等について、生活保護法による被保護世帯等に対する減免規定を拡充することに伴い、内容の一部改正を行おうとするものであります。

以上でございます。

○吉永教育長 それでは、日程番号2、議案第21号 岩見沢市教育委員会傍聴人規則の

一部改正について 審議をいたします。

説明をお願いいたします。

○戸沼学校教育課長 それでは、議案第21号 岩見沢市教育委員会傍聴人規則の一部改正について ご説明いたします。

今回の改正につきましては、本年1月に文部科学省から、教育委員会の会議規則等において、会議の傍聴に関し、障がいを経由とした不合理な制限が設けられている場合に、規定の見直しを実施するよう通知されたことから、改めて点検を行いましたところ、岩見沢市教育委員会傍聴人規則において、これに該当する可能性のある条文が見受けられたことから、その改正とともに、文言等の整理を合わせて行おうとするものでございます。

そこで、改正内容について、主な要点を中心にご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

まず、各条文に見出しが付されておりましたので、見出しを新たに追加いたします。

次に、第2条になりますが、ここが文部科学省の通知に該当する部分で、傍聴に関する制限を設けた条文ということになりますが、第1項の「精神に異常があると認められるもの」この項目が、精神障がいを経由とした傍聴の制限に該当する可能性がありますので、これを削除し、第2項以下を繰り上げ、併せて文言の整理を行いました。

次に、第3条については、「傍聴人の守るべき事項」の条文になりまして、第5項以下の文言の整理及び項目の追加を行いました。

また、第4条につきましては、「傍聴人員の退場」に関する条文の整理を。第5条については、「傍聴人員の制限」の条文を新たに追加しております。

なお、本規則につきましては、公布の日から施行するものとし、本定例会で議決を受けましたら、速やかに公布する予定としております。

説明は以上でございます。

○吉永教育長 ただ今、議案第21号について説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○遠藤委員 第2条の(2)の「会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者」とありますが、入場前に持ち物検査等を実施したことはあるのでしょうか。

○戸沼学校教育課長 遠藤委員のご質問にお答えいたしますが、事前に持ち物等検査をさせていただくということは今まで実施したことはございません。

ご承知のとおり、教科書の選定に係るようなときについては傍聴人の方がいらっしゃる場合がございますが、そういう場合にも検査等実施したことはございませんし、これまで私の記憶の範囲でいきますと、傍聴人を制限したということも、これまでございません。

以上でございます。

○遠藤委員 ありがとうございます。

○吉永教育長 他にご質問等ありますでしょうか。

○南部委員 今の質問に関して、これまでは持ち物検査等実施した事例はないということですが、実際にはどうやって危険物等を携帯していないかを判断するのでしょうか。

○戸沼学校教育課長 かばんの中まで見るということはありませんが、例えば、見える範囲で木刀のようなものを持っているとか、そういうことがないとも限りませんので、そういうときはこの条項を使って、制限をさせていただくということになるのかと思います。

○南部委員 特に持ち物検査までは実施しないということでしょうか。

○戸沼学校教育課長 今のところ、そこまでは考えておりません。

○南部委員 分かりました。

○吉永教育長 よろしいですか。

では、ほかにご意見、ご質問ございますか。ありませんか。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 では、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○吉永教育長 では、議案第21号については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号3、議案第22号 岩見沢市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について 審議をいたします。

説明をお願いいたします。

○小野子ども課長 それでは、私から、議案第22号 岩見沢市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について ご説明いたします。

岩見沢市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱は、会員相互の子育て援助活動の支援を行うファミリー・サポート・センター事業の実施に関して、必要な事項を定めたものです。

この事業では、病後児保育施設の廃止に併せ、今年度から、病児・病後児の対応を始めたところですが、その際、既存の病児保育との整合を図り、未就学の病児・病後児の預かりでは、生活保護世帯等が無料で利用できる減免措置を設けました。

その後、事業を運営する中で、減免措置の対象外であった元気な未就学児や小学生以上にも、減免措置のニーズがあることが分かり、また、事業のさらなる利用促進のため、病気の未就学児に限定していた非課税世帯や生活保護世帯等の減免措置を年齢や病気の有無にかかわらず、拡充したいと考えました。

具体的な改正の内容は1枚めくって、新旧対照表をご覧ください。

別表第1、備考第7項中、「病児及び病後児の預かりは、未就学児に限り、」という部分を削除することになります。

この改正は、令和5年4月1日施行を考えています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉永教育長 ただ今、議案第22号について、説明がございました。委員の皆様からご

意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 では、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○吉永教育長 それでは、議案第22号について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号4、協議1 岩見沢市いじめ問題専門委員会委員の選出方法について 審議をいたします。

説明をお願いいたします。

○出口指導室長 協議1 岩見沢市いじめ問題専門委員会委員の選出方法について ご説明いたします。

岩見沢市いじめ問題専門委員は、いじめの重大事案が発生した場合などに、調査する機関でございます。

委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的な知識、経験を有するもの、5名を選出いたします。

任期については、2年になっております。

今回は改選期に当たることから、委員の選出について、現在調整しており、次回の教育委員会にて、ご審議いただく予定としているところです。

岩見沢市いじめ問題専門委員会委員の選出方法について、ご協議をお願いしたいと思います。

○吉永教育長 ただ今、協議1について、説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 ご異議がないようですので、このようなことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○吉永教育長 よろしくお願いいたします。

続いて、日程番号5、協議2 岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会委員の選出方法について 審議をいたします。

説明をお願いいたします。

○出口指導室長 岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会委員の選出方法について、ご説明いたします。

岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会は、関係機関や関係団体と連携し、いじめの防止対策等について、連絡協議するという機関であり、年3回の開催を予定しております。

委員は、岩見沢市立学校長、関係行政機関の職員、医療、心理、福祉等の専門的な知識経験を有するもの、岩見沢市立学校の児童・生徒の保護者、教育委員会の職員から15名

以内を選出いたします。

これも任期は2年となります。

今回は改選期に当たることから、委員の選出について、これも現在調整しており、次回の教育委員会にて、ご審議いただく予定としているところです。

以上、岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会委員の選出方法について、ご協議をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○吉永教育長 ただ今、協議2について、説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 では、この件について異議がなければ、このようなことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○吉永教育長 続きまして、日程番号6、協議3 岩見沢市立教育研究所運営委員の選出方法について 審議をいたします。

説明をお願ひいたします。

○出口指導室長 協議3 岩見沢市立教育研究所運営委員会委員の選出方法について 説明いたします。

岩見沢市立教育研究所設置条例に基づき、教育研究所の円滑な運営を図るため、運営委員会を置いて、運営方針や事業計画について審議をするという委員会となります。

運営委員会の委員は、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者から14名以内を選出いたします。

こちらも任期は2年となっております。

今回は改選期に当たることから、委員の選出について、現在、これも調整しており、次回の教育委員会にてご審議していただく予定としております。

岩見沢市立教育研究所運営委員会委員の選出方法について、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○吉永教育長 ただ今、協議3について、説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。ございませんか。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 この件について、ご異議がないようですので、このようなことで進めさせてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○吉永教育長 続きまして、その他に移ります。委員の皆様から何かございますか。

○杉野委員 1点、よろしいですか。

1週間ぐらい前でしょうか、全道のほとんどの市町村に爆破予告のFAXが入ったとい

うことがネットニュースに載っていたのですが、学校現場において、休校や登校時刻の繰下げ等、そういう対応を取ったところがあったようなのですが、岩見沢市はどうだったのか、もしこういう事例があったとしたらどういう対応を取られるのかを教えていただければと思います。

○戸沼学校教育課長 杉野委員のご質問についてですが、岩見沢市にも、その予告的なものはございました。これは市長部局のほうに入ったものが教育委員会と情報共有されたということです。

既に情報共有される段階で警察とも連絡を取りながら、警察の見解では、いたずら的な要素が非常に強いということの結果を受けまして、念のため、各学校、各施設等にはこういう情報が入っているということをご連絡し、これも念のためですが、施設内の点検等は実施したところです。

ただ、岩見沢市の対応としては、登校時間を繰り下げるとか、施設利用を制限するとか、そういうところまで実施しなかったというところがございます。

○杉野委員 はい、分かりました。

○吉永教育長 ほかに委員の皆様から何かご質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 特になければ、事務局から何かありませんか。

○小野子ども課長 それでは、私から児童福祉施設個別施設計画（案）について、ご説明いたします。

A3のカラーの資料をご覧ください。

個別施設計画とは、公共施設マネジメントを進めるに当たり、対象施設や個別施設の状態等、体制の優先順位の考え方、計画期間等の要素を包含する計画です。

国が定めたインフラ長寿命化基本計画で、個別施設計画の作成を促しているほか、公共施設等の適正管理に係る地方債の制度でも個別施設計画の策定が求められており、詳細はこれからになりますが、子ども課所管分の現時点での案段階の概要をご説明いたします。

初めに、対象施設の概要です。この計画における対象施設は、児童館等の13施設、保育所等の6施設、合わせて19施設となり、それぞれの詳細は表のとおりになります。

次に各施設の基本方針です。

児童館等は小学校区ごとに配置し、小中学校の適正配置計画を勘案しながら改修や修繕などにより既存施設を活用していくという基本方針としています。

保育所等は区域とニーズを踏まえて配置し、ふれあい子どもセンターなど、市全体を対象とする施設は長寿命化を図りながら既存施設を維持するものとし、北村・栗沢地域にある、いわゆるへき地保育所で入所児童が2年連続で6名を下回る場合には廃止という基本方針としています。

こういった基本方針を踏まえ、今のところ、統廃合など総量コントロールの対象と考えているのが、その図の中にある、左上の三つの児童館、利根別、中央、春日と、下の真ん

中の部分ですが、2つの保育所、幌達布、美流渡と考えています。

3つの児童館は2つの小学校から受入れをしており、1学校1児童館とはなっていないためです。

あと、北村幌達布保育所は1月の定例会でもご説明したとおり、この3月末で廃止予定になっています。美流渡保育所も来年度は児童6名以下の2年目となる見込みですので、廃止に向けた検討を進めているところです。

なお、真ん中の幌向、上幌向、北真、3つの児童館は小中学校の適正配置計画に合わせて、今後検討を進めることとなります。

最後に、この先に想定される改修・修繕などをまとめたのが下の一覧表です。19施設のうちのほとんどが機能保持と長寿命化を図ることとしていますが、今後、詳細を詰めながら改修修繕等の時期を整理したいと考えています。

以上です。

○吉永教育長 ほかに事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

○吉永教育長 ほかになければ、今後の会議の予定についてです。来月の定例会の日程については4月19日、第3水曜日となりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○吉永教育長 午前10時ということでお願いいたします。

場所については、であえーる岩見沢4階の会議室1で行います。

以上をもちまして、第3回教育委員会定例会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前10時27分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員